

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

告 示	三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示 ……	経 営 チ ー ム	1 頁
訓 令	三重県立高等学校長に対する授業料免除等の権限の委任に関する規程の 一部を改正する訓令 ……………	経 営 チ ー ム	頁

### 告 示

教育委員会告示第4号

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成15年 5月30日

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成14年教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「授業料の減免をするものとし、徴収猶予を受けようとする者については、速やかに教育長に進達しなければならない。」を「授業料の減免または徴収猶予をする。」に改める。

第6条第4項中「減免をした者」を「減免または徴収猶予をした者」に、「三重県立高等学校授業料減免報告書」を「三重県立高等学校授業料減免等報告書」に改める。

第6条第5項及び第6項中「減免」を「減免または徴収猶予」に改める。

第7条を削除する。

第8条を第7条に改める。

第1号様式の2中「三重県教育委員会教育長 様」を「県立 高等学校長 様」に改める。

第3号様式中「減免」を「減免等」に改め、「減額 人」の次に「徴収猶予 人」を加え、「減額者内訳欄」の次に次のように加える。

「徴収猶予者内訳

番号	新継の別	氏 名	全定の別	学 科	学年	期 間	備 考
1						平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

附 則

この告示は、平成15年 6月 1日から施行する。

訓 令

教委訓第3号

三重県立高等学校長に対する授業料免除等の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成15年 5月30日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

三重県立高等学校長に対する授業料免除等の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令

三重県立高等学校長に対する授業料免除等の権限の委任に関する規程（平成5年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「三重県立高等学校授業料免除及び減額に関する事務のうち」を「三重県立高等学校授業料免除、減額及び徴収猶予に関する事務のうち」に改める。

第2条中「授業料の免除及び減額に関する事務とする。」を「授業料の免除、減額及び徴収猶予に関する事務とする。」に改める。

第3条中「授業料の免除及び減額をしたときは」を「授業料の免除、減額及び徴収猶予をしたときは」に改める。

第4条中「授業料の免除及び減額をしたときは」を「授業料の免除、減額及び徴収猶予をしたときは」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
有限会社第一プリント社